

「マイME-BYOカルテ」
連携アプリケーション認定手順書
(認定手続編)

令和3年4月1日

神奈川県総務局デジタル戦略本部室

目次

1章	本手順書の位置づけ	1
2章	用語の定義.....	1
3章	申請から認定までの手続き	2
	(1) 申請・認定スケジュール	2
	(2) 申請	2
	(3) 受付	4
	(4) 審査	4
	(5) 結果通知.....	4
	(6) セキュリティ監査	4
4章	認定の更新・変更・終了の手続き	5
	(1) 更新	5
	(2) 変更	5
	(3) 終了	5
	(4) 取消	5
5章	問合せ先等.....	6
参考)	認定手順の流れ全体図.....	7

1章 本手順書の位置づけ

本手順書は、「マイME-BYOカルテ」連携アプリケーション認定制度実施要綱第4条の規定に基づき、連携アプリケーションの認定のための手順を定めたものである。

なお、アプリケーション連携に向けた具体的な作業手順については、「「マイME-BYOカルテ」連携アプリケーション認定手順書（データ連携作業・運用編）」にて別途定めている。

2章 用語の定義

「「マイME-BYOカルテ」連携アプリケーション認定制度実施要綱」に記載した用語の定義のほか、本手順書で用いる主な用語の定義は下記の通りである。

用語	定義
神奈川県健康情報等プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）	神奈川県が構築・運用する、個人の健康情報等を保存・管理するデータベース。
連携アプリケーション	神奈川県の承認に基づいて、あらかじめ定められた標準連携仕様に準拠した方式により、プラットフォームと通信し、保存された健康情報等を送受信するアプリケーション。
アプリケーション連携	神奈川県の承認に基づいて、プラットフォームまたは連携アプリケーションに保存された個人の各種健康情報等を、あらかじめ定められた標準連携仕様に準拠した方式で県プラットフォームと通信し、送受信すること。
連携希望事業者	プラットフォームとのアプリケーション連携を希望する事業者。
連携アプリケーション認定審査（以下「審査」という。）	連携希望事業者及びそのアプリ（システム）に対して神奈川県が行う、「マイME-BYOカルテ」連携アプリケーションの認定についての審査。
連携アプリケーション認定要件	神奈川県が定める、認定に当たっての要件。
標準連携仕様	神奈川県が定める、プラットフォームと連携アプリケーションとの通信にあたり必要となる認証仕様、データ仕様、通信方式等の連携技術仕様。

3章 申請から認定までの手続き

(1) 申請・認定スケジュール

申請は随時受け付け、審査は毎月行い、各月 25 日までにあった応募を対象として行う。

なお、認定された場合、実際にプラットフォームとのデータ連携が開始される時期は別途協議のうえ、決定する。(通常 2～3 か月程度、協議に要することに留意ください。)

(2) 申請

連携希望事業者は、「マイME・BYOカルテ」連携アプリケーション認定申請書及び審査に必要な下記の書類（以下「申請書類等」という。）を作成の上、(1)に定める期間までに紙媒体 1 部及び電子媒体で神奈川県へ提出する。

【審査に必要な書類】

項番	分類	必要書類	様式
1	認定申請書・概要書	「マイME・BYOカルテ」連携アプリケーション認定申請書	第 1 号様式
2		提出書類チェックリスト	様式 1
3		申請者概要	様式 2
4		認定を希望するアプリケーションの概要	様式 3
5	事業者要件に係る資料	未病の改善、健康増進に係る ICT 技術を用いたサービスを提供している又はこれから提供することを示す書類（事業概要書等）	任意様式
6		情報セキュリティマネジメントの仕組みを有していることを示す書類（プライバシーマーク付与認定書、ISO 規格取得証明書等）	
7		情報セキュリティ方針（個人情報保護方針、情報セキュリティポリシー等）	
8		直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	
9		誓約書（県税等の滞納がないこと等）	
10	コンテンツ要件に係る書類	連携アプリケーションのコンテンツ内容を詳細に示す資料（アプリ画面のスクリーンショット等を含む資料）	任意様式
11		連携アプリの認定を受けたことを示す方法が分かる資料（ホームページやアプリ画面への掲載等）	

12	アプリケーション品質要件に係る資料	連携アプリケーションの有する動作保証環境・範囲及び機能・性能を示す資料（設計書・仕様書等）	任意様式
13		設計書・仕様書等で示している機能・性能を満たしていることを示す資料（テスト仕様書・テスト報告書等）	
14		不具合発生時やOSバージョンアップ時の対応方針等の保守・運用方針、及び、その対応実績を示す資料（保守運用方針、リリースノート等）	
15	セキュリティ要件に係る資料	組織的対策の観点から、連携アプリケーションの有する情報資産のリスクについて十分な対策をとっていることを示す資料	任意様式
16		人的対策の観点から、連携アプリケーションの有する情報資産のリスクについて十分な対策をとっていることを示す資料	
17		物理的対策の観点から、連携アプリケーションの有する情報資産のリスクについて十分な対策をとっていることを示す資料	
18		技術的対策の観点から、連携アプリケーションの有する情報資産のリスクについて十分な対策をとっていることを示す資料 ※不正侵入防御・検知システムを導入していることを示す資料は必須とする	
19	連携仕様要件に係る資料	「マイME・BYOカルテ」との連携について想定しているシステム構成概要を示す資料	任意様式
20		連携アプリケーションの利用登録を行う際に、「マイME・BYOカルテ」にも自動で登録される仕組みを備えることを示す資料	
21		「マイME・BYOカルテ」と連携するデータ項目・形式（データ形式については、取得頻度、データ型、桁数、入力仕様/制限等を含むこと。また、標準連携仕様で示すデータ項目・形式と異なる場合は、標準に適合しないデータ項目・データ形式を明示すること）	

(3) 受付

ア 申請書類等に不備がない場合

神奈川県は、申請書類等に不備がない場合は、申請書類等を受領する。

イ 申請書類等に不備があった場合

神奈川県は、申請書類等を確認した後、申請書類等に不備がある場合は連携希望事業者に対して改めて提出するよう指示する。

ウ 審査の範囲外であることが明白な場合等

神奈川県は、申請書類等を確認した後、審査の範囲外のもの若しくは認定要件を満たしていないこと等が明らかな場合は、申請書類等を受領しない。

(4) 審査

神奈川県は申請書類等を受領した後、「マイME・BYOカルテ」連携アプリケーション認定要件」に基づき審査を行う。

審査の過程で神奈川県から申請内容に関する問合せがあった場合は、連携希望事業者は速やかに回答を行うこと。

(5) 結果通知

神奈川県は、審査の結果について、連携希望事業者へ通知を行う。

連携希望事業者が連携を希望するアプリケーションについて、神奈川県から連携アプリケーションと認定された場合は、県プラットフォームとのアプリケーション連携に向けた協議を行う。

アプリケーション連携に向けた具体的な作業手順については、「マイME・BYOカルテ」連携アプリケーション認定手順書（データ連携作業・運用編）」を参照すること。

(6) セキュリティ監査

連携が開始された後、神奈川県がセキュリティ監査を行う場合には、必要な資料の提供やヒアリングへの対応など監査に協力すること。

また、監査結果として、指摘を受けた場合は改善策を講じること。

4章 認定の更新・変更・終了の手続き

(1) 更新

連携アプリケーションについて初回認定後の有効期限は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

認定された連携アプリケーションについて、認定の継続を希望する場合は、有効期間が満了する年度中に更新手続きを申請し、有効期限内に更新のための審査を受けなければならない。更新審査の申請及び審査は、継続を希望する理由等を含む更新審査の申請と連携の実績報告等により、認定審査と同様の観点から審査を行う。様式は任意とし、認定審査と同様の資料が必要な場合は、別途神奈川県が指示をする。

なお、認定年度の異なる複数の連携アプリケーションの認定を受けている連携事業者にあつては、一つの連携アプリケーションの認定の更新時期に合わせて他の連携アプリケーションの認定更新を申請することができる。

(2) 変更

ア 連携アプリケーション内容を変更する場合

連携アプリケーション事業者は、連携アプリケーション及び連携アプリケーションの県プラットフォームとの連携に係る部分について変更を行う場合は、速やかに神奈川県に申請し、承認を得ること。システム変更後においても、変更状況の報告を神奈川県に行う。

イ その他の変更をする場合

連携アプリケーション事業者は、認定要件の適合に影響を及ぼす可能性がある事項（事業者の法律上、商業上、所有権上、組織上の地位や組織、主な方針等）その他認定を受けた申請内容の変更があつた場合は、神奈川県に速やかに変更届出書（第3号様式）を提出すること。

(3) 終了

連携アプリケーション事業者は、何らかの理由により、アプリケーション連携を終了する場合は、予めその旨を神奈川県に申出、協議した上で「マイME・BYOカルテ」連携アプリケーション連携終了届出書（第4号様式）を提出すること。

アプリケーション連携の終了に向けた具体的な作業手順については、「マイME・BYOカルテ」連携アプリケーション認定手順書（データ連携作業・運用編）を参照すること。

(4) 取消

認定後、次のいずれかに該当することとなった場合、県は認定を取り消す。

- ・認定アプリが認定要件に適合しなくなったとき。

- ・ 認定アプリ事業者が認定アプリの提供を中止したとき。
- ・ 認定アプリ事業者が虚偽その他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- ・ 認定アプリ事業者が認定要件を満たさなくなったとき。
- ・ 連携終了の届出があったとき。

5章 問合せ先等

連携アプリケーションの認定を希望する者は、事前相談を行ってください。

【申請書等の提出・事前相談・認定に係る問合せ先】
神奈川県総務局デジタル戦略本部室

〒231-8588
神奈川県横浜市中区日本大通 1
Tel : 045-285-0196 (直通)
メールアドレス : digitalpromo.n3cr@pref.kanagawa.jp

(別添資料)

- ・ 様式 1 提出書類チェックリスト
- ・ 様式 2 申請者概要
- ・ 様式 3 認定を希望するアプリケーションの概要

参考) 認定手順の流れ全体図

連携アプリケーションの認定にあたっての認定手順の流れは次の通りである。

